

情報をめぐる現代の法的課題⁽³⁾

ウェブ裁判（裁判手続IT化）の憲法論

吉原裕樹

が、さらに拡大することが見込まれる。

2 憲法上の問題

しかし、ウェブ裁判の運用が拡大すると、ウェブ裁判の公開態様によっては、裁判の公開原則（憲法82条1項）に違反するとか、ウェブ裁判の義務付けにより、裁判を受ける権利（憲法32条）が不当に侵害されるなど、憲法における人権や原則との抵触が問題となりうる。

第一 はじめに

1 ウェブ裁判の拡大

現在、日本で、ウェブ裁判（裁判手続のIT化）に向けた動きが急速に進行している。すなわち、2020年2月から、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の各地方裁判所（本庁）と知的財産高等裁判所にて、ウェブ裁判が開始された。その後、ウェブ裁判の対象裁判所が順次拡大され、2020年12月以降、全国の地方裁判所（本庁）と知的財産高等裁判所を取り入れるものであり、「フェーズ1」といわれる。「フェーズ1」では、ウェブ裁判のソフトウェアとして、もっぱら、「Microsoft Teams」が使用されている。2020年には、日本を含む世界中で、新型コロナウイルス感染症（以下「COV I D-19」という）が急拡大したため、日本の安倍晋三内閣総理大臣（当時）は、2

020年4月7日、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下、単に「緊急事態宣言」という）を発令した。日本におけるCO VID-19の拡大初期に、自然人同士の対面での会話が、CO VID-19の重要な感染経路であることも判明した。そのため、CO VID-19の感染を防ぐ目的からも、ウェブ裁判の活用が進んだ。ウェブ裁判の利用件数は、2020年2月には13件、3月には348件であったが、利用が急拡大し、2020年9月には2944件、10月には3973件に至った。⁽³⁾

2021年1月には、最高裁判所事務総局民事局総括参事官と同事務総局民事局付が、「ジュリスト」誌に寄稿し、次のように表明した。「フェーズ1」の運用は、民事訴訟手続の利用者の利便性の向上や、より充実した争点整理の実施に資するものである。……今後も、代理人等の協力を得ながら無理のない形で利用の裾野を広げていくことにより、フェーズ1の運用が実務に着実に定着し、争点整理のプラクティスがよき良いものになっていくことを期待したい。

3 学説の動向

（1）憲法学説以外の学説

ウェブ裁判については、『ジュリスト』へと進行することが予定されている。すでに、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会は、2021年2月19日に、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」（以下、単に「中間試案」という）をとりまとめ、2021年2月26日から2021年5月7日まで、中間試案に対する意見募集（パブリックコメント）の手続が行われている（なお、同パブリックコメント実施に当たって、法務省民事局参事官室による「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」（以下「中間試案補足説明」という）が付されている）。

（2）憲法学説

憲法研究者がウェブ裁判について論じた論稿は、本稿執筆（2021年4月初旬）時点では、水谷英嗣郎、岡野誠樹及び君塚正臣によるものがある。

まず、水谷英嗣郎は、その論稿（公表は2020年12月）において、次のように述べる。「日本においてテキサス州のような

オンライン会議システムを用いた裁判……がすぐさま実施されるかは定かではない。そこで本稿では、『仮に』日本の裁判所が、口頭弁論（民事）や公判（刑事）といった『対審』の場面で、Zoomなどのオンライン会議システムを用いるとなつた際に、統治機構の1つとしての裁判所の機能と国民（被告人）の権利に関し、どのような論点を孕んでいるかについて、『思考実験』的に考えてみたい。

わけではなく、特に刑事について、なお停滯が語られる。民事の分野に目を向ければ、裁判手続のオンライン化やODRの推進など、動きが比較的活発であるが、それでも変化は鈍重であるといわざるをえない。そのうえで、岡野は、アメリカ合衆国の刑事司法におけるウェブ裁判について、裁判の公開原則を検討する。

君塚の同論稿は、ウェブ裁判の実際の内容について、2020年2月「からは、知財高裁と高裁所在地の8つの地方裁判所の民事裁判手続においてウェブ会議などのITツールを活用した争点整理手続が開始され、それは5月からは横浜、さいたま、千葉、京都、神戸の5地裁に拡大された」と評述するにとどまる。君塚の同論稿は、ウェブ裁判の内容について、多くの仮定を重ねたうえで、憲法上の評価を加えている。

ウェブ裁判の対象とされていない。ウェブ裁判のソフトウェアとしては、もっぱら、
「Microsoft Teams」が使用されている。
ウェブ裁判の対象となる民事通常訴訟の手続段階は、主に、弁論準備手続（民事訴訟法168条から174条）及び書面による準備手続（民事訴訟法175条から178条）に限定されている。口頭弁論期日（民事訴訟法148条から160条）及び準備的口頭弁論期日（民事訴訟法164条から166条）は、ウェブ裁判の対象とされていない。

しかし、前記のとおり、日本の裁判所では、すでに2020年2月に「オンライン会議システムを用いた裁判」が開始され、2020年12月には、対象となる裁判所が全国各地に広がっていた。そのため、水谷の前記論稿（公表は2020年12月）には、事実の誤認が含まれるといわざるえない。また、後述のとおり、フェーズ1では、民事訴訟の口頭弁論は、ウェブ裁判の対象となっていない。「思考実験」も、もちろん有益であるが、現実にウェブ裁判が

に直面しての「日本の」司法の反応は、端的に言つてダイナミズムを欠く、「日本」の民事の分野に目を向ければ、裁判手続のオンライン化やODRの推進など、動きが比較的活発であるが、それでも変化は鈍重である」との認識に基づく。しかし、前記のとおり、日本におけるウェブ裁判の利用は、2020年2月には133件、3月には348件であったが、COVID-19の影響のもとで利用が急拡大し、2020年9月には2944件、10月には3973

このように、現在の日本の憲法学説は、ウェブ裁判について、必ずしも正確な認識をもたずに論じている可能性が、少なくない。

そこで、本稿では、裁判の実務（運用）をは務を踏まえたうえで、さて、主として憲法の観点する。⁽¹⁵⁾

ら167条)は、ウエブ裁判の対象とはされていない。⁽¹⁸⁾

ウエブ裁判への参加者について、裁判官は、裁判所(官署)からウエブ裁判に接続する。裁判官は、裁判所内の裁判官室における裁判官自身のパソコンからウエブ裁判に接続する場合や、弁論準備手続に使用される準備手続室に、ノートパソコンを設置して、ウエブ裁判に接続する場合などがある。裁判所書記官は、裁判官に同席する場合と同席しない場合とがある。⁽¹⁹⁾

広く利用されている以上、まずは現状を正確に認識し、その合憲性を検討することが重要である。

件に至った。また、民事訴訟法等の改正の動きも、具體化している。そのため、コロナ禍に直面しての、日本の司法の対応が

第2 ウエブ裁判の現状

当事者（訴訟代理人）については、ウエブ裁判の対象となる手続が弁論準備手続である場合には、一方当事者は裁判所の外

次に、岡野誠樹は、その論稿（公表は2021年3月）において、以下のようにして述べる。「スムーズな社会的・政治的・経済的連携」

「ダイナミズムを欠く」とか、民事裁判分野においても「変化は鈍重である」といつて(13)いる。

現行法のもとでのウェブ裁判（フェーズ1）は、本稿執筆（2021年4月初旬）

(たとえば弁護士の事務所)からウェブ裁判に接続するが、他方当事者は、裁判所に出

しての司法の反応は、端的に言つてダイナミズムを欠く。裁判員裁判は……アクリル板、傍聴席数の制限といった地道な感染対策を取り入れて実施されていくようである。かねてより指摘されてきたＩＴ化の遅れも、パンデミック下で劇的な進展をみた

た岡野の評価には、疑問がある。

時点では、おおむね、以下のような態様にて実施されている。

対象となる裁判手続は、民事通常訴訟のみである。刑事裁判は、ウェブ裁判の対象とされていない。民事通常訴訟以外の民事裁判手続は、件数の多い裁判手続（たゞえば破産手続や家事事件手続）であっても、

頭して、裁判官と同席する必要がある（民事訴訟法170条3項）。他方、ウェブ裁判の対象となる手続が書面による準備手続である場合は、当事者双方とも、裁判所の外からウェブ裁判に接続することができる（民事訴訟法176条3項前段）。

訴法164条から178条)のなかで、書面による準備手続の利用は「ごくわずかで、弁論準備手続の利用が圧倒的に多かった。ウェブ裁判開始直後の2020年2月・3月にも、ウェブ裁判の利用件数合計481件のうち、弁論準備手続(一方当事者出頭型)が332件、書面による準備手続(双方当事者不出頭型)が131件であり、弁論準備手続の利用が多かった。しかし、2020年10月には、ウェブ裁判の利用件数合計3973件のうち、弁論準備手続が896件、書面による準備手続が2951件となつた。その理由については、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、双方当事者が裁判所に出席することなく弁護士事務所から手続に参加することを希望するケースの増加によるところが大きい」との指摘がある。⁽²²⁾

第3 従来の憲法学説・判例

1 裁判を受ける権利・裁判の公開原則の検討

水谷、岡野及び君塚の前記各論稿は、ウェブ裁判に関し、裁判を受ける権利と裁判の公開原則の見地から、合憲性を検討している。また、日本弁護士連合会は、2021年3月18日に、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」に対する意見書(以下「日弁連2021年3月意見書」という)を公表したところ、同意見書で、直接言及のある憲法条項も、裁判を受ける権利と裁判の公開原則である。

そこで、まず、裁判を受ける権利と裁判の公開原則について、従来の憲法学説と判例を概観しておく。日本では、民事訴訟からウェブ裁判が導入され、法律改正の具体的な動きも進行しているため、以下では、主として民事裁判に焦点を当てる。

2 裁判を受ける権利

(1) 学説

(民事)裁判を受ける権利の意義について、伝統的通説は、裁判請求権・「裁判の拒絶」の禁止にあると理解する。⁽²³⁾伝統的通説は、裁判を受ける権利が問題となる局面として、基本的に、出訴段階のみを想定し、その制約事由として、法令上の出訴制限(及び経済的理由による出訴障害)のみを想定してきた。

一方、有力説のなかで、本稿の主題との関係で、特に重要なものとしては、以下の見解がある。

笛田栄司は、次のように論じる。「裁判を受ける権利は『公正手続請求権』を民事裁判及び行政裁判手続において保障し(第一のレベル)、さらに、行政裁判手続については『実効的権利保護の要請』が加わる(第二のレベル)。加えて、行政裁判手続で

笛田栄司は、次のように論じる。「裁判を受ける権利は『公正手続請求権』を民事裁判及び行政裁判手続において保障し(第一のレベル)、さらに、行政裁判手続については『実効的権利保護の要請』が加わる(第二のレベル)。加えて、行政裁判手続で権的内実の故により強められた権利保護が求められることになろう(第三のレベル)」。民事裁判について、裁判を受ける権利を「公正手続請求権」と理解したうえで、「自己の権利または利益が不法に侵害されているとみとめ」出訴に及ぶ場合、訴訟の権利の保障内容について、

そこで、まず、裁判を受ける権利と裁判の公開原則について、従来の憲法学説と判例を概観しておく。日本では、民事訴訟からウェブ裁判が導入され、法律改正の具体的な動きも進行しているため、以下では、主として民事裁判に焦点を当てる。

訴当事者が裁判手続の単なる客体にとどまることなく裁判手続の過程そして結果に影響行使しうることを「裁判を受ける権利」は保障しなければならない。⁽²⁴⁾伝統的通説が、裁判を受ける権利の保障について、基本的に出訴段階のみを問題にするに対し、笛田の見解は、裁判を受けたうえで、裁判を受ける権利が、訴訟当事者が裁判手続に主体的に関与することをも保障すると論ずる点に、特徴がある。

(2) 判例

最高裁判所は、裁判を受ける権利について、以下のように判示している。

憲法32条の「趣旨は凡て国民は憲法又は法律に定められた裁判所においてのみ裁判を有する権利を有し、裁判所以外の機関によつて裁判をされることはないことを保障したものであつて、訴訟法で定める管轄権を有する具体的裁判所において裁判を受けたものではない」(最大判昭和24年〔1949年〕3月23日刑集3巻3号352頁)。

「法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求めうることは、法治国家の根幹にかかる重要な事柄であるから、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない、不法行為の成否を判断するにあたつては、いやしくも裁判制度の利用を不當に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされることは当然のことである。訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の権利の要素の一つである。事実関係の解明不能、裁判の意義が失われた時点での裁判の無意義性などが根拠となろう」。

出訴保障だけに着目する。しかし、片山は、それにとどまらず、裁判を受ける権利の保障内容として、③手続保障と④救済保障をも重視し、しかも、裁判手続の適時性・迅速性をも保障すると論ずる点に、特徴がある。

訴当事者が裁判手続の単なる客体にとどまることなく裁判手続の過程そして結果に影響行使しうることを「裁判を受ける権利」は保障しなければならない。⁽²⁴⁾伝統的通説が、裁判を受ける権利の保障について、基本的に出訴段階のみを問題にするに対し、笛田の見解は、裁判を受けたうえで、裁判を受ける権利が、訴訟当事者が裁判手続に主体的に関与することをも保障すると論ずる点に、特徴がある。

最高裁判所は、裁判を受ける権利について、以下のように判示している。

憲法32条の「趣旨は凡て国民は憲法又は法律に定められた裁判所においてのみ裁判を有する権利を有し、裁判所以外の機関によつて裁判をされることはないことを保障したものであつて、訴訟法で定める管轄権を有する具体的裁判所において裁判を受けたものではない」(最大判昭和24年〔1949年〕3月23日刑集3巻3号352頁)。

「法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求めうることは、法治国家の根幹にかかる重要な事柄であるから、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない、不法行為の成否を判断するにあたつては、いやしくも裁判制度の利用を不當に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされることは当然のことである。訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の権利の要素の一つである。事実関係の解明不能、裁判の意義が失われた時点での裁判の無意義性などが根拠となろう」。

出訴保障だけに着目する。しかし、片山は、それにとどまらず、裁判を受ける権利の保障内容として、③手続保障と④救済保障をも重視し、しかも、裁判手続の適時性・迅速性をも保障すると論ずる点に、特徴がある。

訴当事者が裁判手続の単なる客体にとどまることなく裁判手続の過程そして結果に影響行使しうることを「裁判を受ける権利」は保障しなければならない。⁽²⁴⁾伝統的通説が、裁判を受ける権利の保障について、基本的に出訴段階のみを問題にするに対し、笛田の見解は、裁判を受けたうえで、裁判を受ける権利が、訴訟当事者が裁判手続に主体的に関与することをも保障すると論ずる点に、特徴がある。

最高裁判所は、裁判を受ける権利について、以下のように判示している。

憲法32条の「趣旨は凡て国民は憲法又は法律に定められた裁判所においてのみ裁判を有する権利を有し、裁判所以外の機関によつて裁判をされることはないことを保障したものであつて、訴訟法で定める管轄権を有する具体的裁判所において裁判を受けたものではない」(最大判昭和24年〔1949年〕3月23日刑集3巻3号352頁)。

「法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求めうることは、法治国家の根幹にかかる重要な事柄であるから、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない、不法行為の成否を判断するにあたつては、いやしくも裁判制度の利用を不當に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされることは当然のことである。訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の権利の要素の一つである。事実関係の解明不能、裁判の意義が失われた時点での裁判の無意義性などが根拠となろう」。

出訴保障だけに着目する。しかし、片山は、それにとどまらず、裁判を受ける権利の保障内容として、③手続保障と④救済保障をも重視し、しかも、裁判手続の適時性・迅速性をも保障すると論ずる点に、特徴がある。

判例は、伝統的通説と同じく、裁判を受ける権利の保障として、基本的に、出訴段階のみを問題としているようである。

3 裁判の公開原則

(1) 学説

ア 裁判の公開原則の意義

伝統的通説は、裁判の公正の担保・実現について、端的に裁判の公正の担保の意義について、端的に裁判の公正の担保としての意義を掲げる。⁽³²⁾

有力説のなかで、本稿の主題との関係で、特に重要なものとして、以下の見解がある。

笛田栄司は、次のように論ずる。「裁判の公開」は裁判の公正そして裁判の信頼の確保とともに、事件の提起、その審理、さらには、公開へ至る一連のプロセスを国民に知らせるという役割を持つ。換言すれば、『国民の知る権利』を軸として、国民全体の正当な関心事に属する事件（82条の絶対的公開事由は、正にこれにあたる）については、その公開は、当事者のみならず、国民全體にとっての『適正手続』としての意義を認める』⁽³³⁾ことができる。

また、日野田浩行は、次のように論ずる。裁判の公開原則は、「国民による司法権の統制という民主的契機と、公正な手続を確保し国民の権利・自由を守るという法

ば理解できない」⁽³⁴⁾。裁判の公開は、一方で「公開裁判を受ける権利」を保障するものとして法治国家理念ないし適正手続担保の

契機を有しているが、他方また、国民による『統治機構の一部たる裁判の監視』を保障するものとして民主政の担保としての契機をも有している」。

日野田の所説は、裁判の公開原則を民主的契機と法治国家的契機から基礎付けるとともに、同原則からすれば、傍聴者が、裁

判に対しても、実際に、批判的に監視することができるなければならないと論ずるものであり、卓見というべきである。⁽³⁵⁾

イ 裁判の公開原則の射程

憲法82条1項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定めるところ、この「対審」の意義について、民事訴訟においては、公頭弁論が、刑事訴訟においては公判手続が、これに該当する。憲法82条1項の反対解釈により、訴訟手続中、「対審」・「判決」以外のものに公開原則は及ばず、たとえば、民事訴訟における弁論準備手続には、公開原則は及ばない。⁽³⁶⁾以上について、憲法学説上、異論は皆無といつてよい。

(2) 判例

最高裁判所は、最大判平成元年（1998年）3月8日民集43巻2号89頁（法廷メモ訴訟）において、次のように判示した。

「憲法82条1項の規定は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべきことを定める憲法の趣旨は、あくまで両者を互いに深く結びあつたものとしてとらえなければ理解できない」⁽³⁷⁾。裁判の公開は、一方で「公開裁判を受ける権利」を保障するものとして法治国家理念ないし適正手続担保の

して保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることがある」。

前記判例は、裁判の公開原則の趣旨を

裁判の公正確保に求める点で、前記伝統的通説と軌を一にする。「裁判に対する国民の信頼」の意義については、本稿では立ち入らない。⁽³⁸⁾

(3) 民事訴訟実務

ここで、民事訴訟実務を紹介しておこう。

従来（ウェブ裁判前）の民事訴訟実務では、当事者双方に訴訟代理人弁護士が就任している場合、第1回口頭弁論期日（被告訴訟代理人が第一回口頭弁論期日に欠席している場合には、次に被告訴訟代理人が出席する口頭弁論期日）にて、ただちに弁論準備手続（民事訴訟法168条）に付する

決定がなされることが非常に多い。仮に数回、口頭弁論期日が行われるとしても、口頭弁論期日を3、4回も行えば、弁論準備手続に付されたあと、弁論準備

手続期日が繰り返され、口頭弁論に復帰することなく、訴訟上の和解が成立する事件は、相當数にのぼる。⁽³⁹⁾

また、訴訟がいつたん弁論準備手続に付

される

こと

は、

その後、最終準備書面を陳述するための口頭弁論期日が1回だけ実施されてから、判断言渡期日に至ることもあるが、口頭弁論期日が開かれることなく、いきなり判決言渡期日に至る事件も多い。

このように、從来（ウェブ裁判前）の民事訴訟実務では、民事訴訟手続のうち、圧倒的多数は弁論準備手続にて行われ、口頭弁論は、ごくわずかな回数しか実施されない。このため、口頭弁論には裁判の公開原則が及ぶが、弁論準備手続には同原則が及ばないとの通説からすると、實際の民事訴訟手続のうち、圧倒的多数の部分には、裁

判の公開原則が及ばないこととなる。

通説によれば、裁判の公開原則の趣旨・目的は裁判の公正確保にあるが、前記のように、範囲が著しく限定された裁判の公開決定がなされることが非常に多い。仮に數回、口頭弁論期日が行われるとしても、口頭弁論期日を3、4回も行えば、弁論準備手続に付されたあと、弁論準備手続期日が繰り返され、口頭弁論に復帰することなく、訴訟上の和解が成立する事件は、相當数にのぼる。⁽⁴⁰⁾

ウエブ裁判のもとで、このような現状が空洞化するといわざるを得ない。ウエブ裁判のもとで、この現状が好転するかが、本稿の大きな問題関心であるかぎり、裁判の公開原則は、「合憲的に空洞化」するといわざるを得ない。

第4 ウエブ裁判の合憲性

1 現状（フェーズ1）

ウエブ裁判の合憲性を論ずるに当たつては、現行法下のフェーズ1と、民事訴訟法等の改正を経たフェーズ2以降を区別する必要がある。

まず、現行法下ですでに実施されてい

る、フェーズ1を、憲法の見地から検討する。

(1) 裁判を受ける権利

フェーズ1では、民事訴訟法等の改正はないから、裁判を受ける権利に影響はないようにも見える。しかし、決してそうではない。

2020年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたことにより、緊急事態宣言の対象地域内のほとんどの裁判所において、期日が一律に取り消されるという事態が生じた。また、緊急事態宣言の対象地域外の裁判所においても、裁判官をはじめとする裁判所職員が県境をまたいで通勤することができず⁽⁴³⁾に期日が取り消されるという事態も生じた」。裁判期日が取り消される際、期日再開のめどはまつたくといつてよいほど立ていなかつた。

裁判は、人権救済の最後の砦（の一つ）と云つてよいが、裁判期日が、再開のめどもなく、一律に取り消されると、裁判による人権救済といつても、絵に描いた餅である。もちろん、緊急事態宣言のもとで、裁判期日を実施することには、慎重を期する必要はあつた。しかし、裁判所は、緊急事態宣言発令を受け、人権救済を求めている行政訴訟であろうが、被告人が勾留されている刑事訴訟であろうが、再開のめどなく、原則として一律に、裁判期日を取り消した。これは、最悪の人権侵害の一つと言つても過言ではない。

2021年3月、『コロナの憲法学』・

『感染症と憲法』と題する文献が公刊された。いざれも、COVID-19の流行を受けて刊行された。これらの文献では、COVID-19とそれに基づく緊急事態宣言により、裁判期日が一律に取り消された結果、裁判による人権救済に重大な支障がない。

片山智彦が論ずるように、「適時審判の原則」は、裁判を受ける権利の重要な要素である。緊急事態宣言発令当時、すでに、民事訴訟手続でウェブ裁判の利用が始まつたため、緊急事態宣言により裁判期日が取り消された民事訴訟事件であつても、ウェブ裁判の利用が可能であれば、ウェブ裁判を利用することによって、比較的早期に、裁判期日を再開し、適時審判を相当程度回復することができた。

このように、ウェブ裁判は、COVID-19とそれによる緊急事態宣言のもとではないかと思われる。その結果、一度は、裁判を受ける権利の一環である「適審判の原則」を実現するため、数少ない方途となつた。COVID-19に限らず、今後日本で感染症が拡大し、対面による裁判期日の実施が困難になつた場合にも、ウェブ裁判は、裁判を受ける権利の一環である「適時審判の原則」を実質的に保障するのに、おおいに資するであろう。

(2) 裁判の公開原則

前記のとおり、従来（ウェブ裁判前）の民事訴訟実務で、裁判の公開原則は、「対審」を口頭弁論期日に限定する通説のもので、合憲的に、著しく空洞化・形骸化して

2. 展望（フェーズ2以降）

(1) 中間試案の検討

前記のとおり、2021年2月26日からVID-19とそれに基づく緊急事態宣言により、裁判期日が一律に取り消された結果、裁判による人権救済に重大な支障がない。

片山智彦が論ずるように、「適時審判の原則」は、裁判を受ける権利の重要な要素である。緊急事態宣言発令当時、すでに、民事訴訟手続でウェブ裁判の利用が始まつたため、緊急事態宣言により裁判期日が取り消された民事訴訟事件であつても、ウェブ裁判の有用性は非常に高いが、フェーズ1では、ウェブ裁判を利用するこ

は、裁判手続を非公開にすることを意味する。

従来の民事訴訟実務では、訴訟提起後、口頭弁論期日を少なくとも1回は実施することが圧倒的に多かつたが、今後、手続の最初からウェブ裁判を利用するため、第1回口頭弁論期日を実施する前に、書面による準備手続（ないし弁論準備手続）を行

う（民事訴訟規則60条1項）ことが増えるのではないかと思われる。その結果、一度は、裁判を受ける権利の一環である「適審判の原則」を実現するため、数少ない方途となつた。COVID-19に限らず、今後日本で感染症が拡大し、対面による裁判期日の実施が困難になつた場合にも、ウェブ裁判は、裁判を受ける権利の一環である「適時審判の原則」を実質的に保障するのに、おおいに資するであろう。

そのような事態は、裁判の公開原則に関する通説からすれば、合憲と評価するほかないが、裁判の公開による裁判の公正担保は、画餅に帰する。

(2) オンライン申立ての義務付け

(1) 中間試案の検討

前記のとおり、2021年5月7日まで、民事訴訟法等を利用して利用され、口頭弁論期日で利用されることは、まったくない。したがつて、ウェブ裁判の対象手続は、すべて、（通説によれば）裁判の公開原則が及ばない手続である。とりわけCOVID-19のもとでは、ウェブ裁判の有用性は非常に高いが、フェーズ1では、ウェブ裁判を利用するこ

は、裁判手続を非公開にすることを意味する。

従来の民事訴訟実務では、訴訟提起後、口頭弁論期日を少なくとも1回は実施することが圧倒的に多かつたが、今後、手続の最初からウェブ裁判を利用するため、第1回口頭弁論期日を実施する前に、書面による準備手続（ないし弁論準備手続）を行

う（民事訴訟規則60条1項）ことが増えるのではないかと思われる。その結果、一度も口頭弁論期日が実施されずに訴訟上の和解が成立する事件も増えるであろうし、訴訟上の和解が成立しない事件を含めて、

口頭弁論期日の回数は、さらに減少するこ

とが予想される。

そのため、フェーズ1のもとでは、ウェブ裁判は、裁判の公開原則の空洞化・形骸化をますます進行させる危険性が大きい。

そのような事態は、裁判の公開原則に関する通説からすれば、合憲と評価するほかないが、裁判の公開による裁判の公正担保は、画餅に帰する。

(2) オンライン申立ての義務付け

(1) 中間試案の検討

前記のとおり、2021年5月7日まで、民事訴訟法等を利用して利用され、口頭弁論期日で利用されることは、まったくない。したがつて、ウェブ裁判の対象手続は、すべて、（通説によれば）裁判の公開原則が及ばない手続である。とりわけCOVID-19のもとでは、ウェブ裁判の有用性は非常に高いが、フェーズ1では、ウェブ裁判を利用するこ

は、裁判手続を非公開にすることを意味する。

従来の民事訴訟実務では、訴訟提起後、口頭弁論期日を少なくとも1回は実施することが圧倒的に多かつたが、今後、手続の最初からウェブ裁判を利用するため、第1回口頭弁論期日を実施する前に、書面による準備手続（ないし弁論準備手続）を行

う（民事訴訟規則60条1項）ことが増えるのではないかと思われる。その結果、一度も口頭弁論期日が実施されずに訴訟上の和解が成立する事件も増えるであろうし、訴訟上の和解が成立しない事件を含めて、

口頭弁論期日の回数は、さらに減少するこ

とが予想される。

そのため、フェーズ1のもとでは、ウェ

ブ裁判は、裁判の公開原則の空洞化・形骸化をますます進行させる危険性が大きい。

そのため、フェーズ1のもとでは、ウェ

ブ裁判は、裁判の公開原則の空洞化・形骸化をますます進行させる危険性が大きい。

つつ、本人訴訟の場合には、これを義務付けないとするものである。丙案は、現行法に、オンライン申立てという選択肢を追加するものである。

丙案は、選択肢の追加にとどまるから、裁判を受ける権利との関係では、基本的に問題を生じない。

前記のとおり、判例及び伝統的通説では、裁判を受ける権利が問題となる局面として、主として、法令上の出訴制限を念頭においてきた。オンライン申立ての対象には、訴訟提起が含まれるから、オンライン申立てが義務付けられると、法令上の出訴制限、ひいては裁判を受ける権利の制約となりうる。

日弁連2021年3月意見書・10頁は、裁判を受ける権利等を援用して、「現時点で、直ちに甲案や乙案のみを立法化し施行することは、許されない」などと論じている。

オンライン申立ての義務付けにより、最も大きな影響を受けるのは、物理的にウェブ接続をすることができない人々である。その典型は、刑務所に収容されている受刑者である。現行法上、刑事施設（受刑者を収容する刑務所は、これに含まれる。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事施設法」という）3条1号）の長は、受刑者に対し、「その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他の政令で定める電気通信の方法による通信を行ふことを許すことができる」（同法14

6条1項）とされるが、そのような例はほとんど皆無といってよい。

しかし、受刑者は、自らを収容する刑務所に對して、圧倒的に弱い立場にあるため、その処遇について、重大な人権侵害を受けやすい。そのため、とりわけ受刑者が、国に対して、刑務所における違法な処遇について、国家賠償請求訴訟等を提起する方途を現実に確保しておく必要性は高い。

甲案では、「やむを得ない事情があると認めるとき」には、本人訴訟であってもオンライン申立てが義務付けられない。受刑者をはじめ、当事者が物理的にウェブ接続できないことができない場合には、「やむを得ない事情があると認める」ことが必要不可欠である。

では、物理的にウェブ接続をすることができるないというわけではないが、オンライン申立てに、一定の困難を抱える者についてはどうか。当事者本人が、弁護士などを訴訟代理人として選任し、弁護士費用等に接続をすることはできない。そのため、弁護士は、適切に弁護活動をするため、弁護士は、適切に弁護活動をするためにも、また、法律事務の一環として、前記デジタルデータをウェブ接続の方法により裁判所に提供するために、インターネットをスマートに利用することができなければならぬ（弁護士自らがスマートな利用ができない場合には、補助者の利用等により、スマートな利用を間接的に実現しないなければならない）。

そのため、弁護士の弁護権の制約、当事者の裁判を受ける権利の間接的制約する任意訴訟代理人が、オンライン申立てを義務付けられる点はどうか。これについては、弁護士の弁護権（少なくとも當業の

必要がある。

現在の日本社会では、インターネットの

適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようとするため、訴訟手続の特則として新たな訴訟手続の規律を設ける」もので

が、国に対して、刑務所における違法な処遇について、国家賠償請求訴訟等を提起するための情報収集に際しても、インターネットの利用は必要不可欠といつてよい。さらに、現行法で、裁判所は、当事者・訴訟代理人等に対し、裁判所に提出した書面のデジタルデータをウェブ接続の方

法により提供するよう求めることができるとされている（民事訴訟規則3条の2第1項）。

弁護士は、法令の知識のみならず、法律事務にも精通するよう、研鑽に努めなければならぬとされている（弁護士法56条1項、2条、弁護士職務基本規程7条）。その

ため、弁護士は、適切に弁護活動をするためにも、また、法律事務の一環として、前記デジタルデータをウェブ接続の方法により裁判所に提供するために、インターネットをスマートに利用することができなければならぬ（弁護士自らがスマートな利

用ができない場合には、補助者の利用等により、スマートな利用を間接的に実現しないなければならない）。

そのため、弁護士の弁護権の制約、当事者の裁判を受ける権利の間接的制約する任意訴訟代理人が、オンライン申立てを義務付けられる点はどうか。これについては、弁護士の弁護権（少なくとも當業の

には、甲案から丙案の3つが併記されている。（中間試案・第6〔8頁〕）。中間試案には、甲案から丙案の3つが併記されている。

丙案は、新たな訴訟手続の規律を設けないとするものである。

甲案の概要は、次のようなものである。

第1回口頭弁論期日（同期日前に弁論準備手続に付された場合には、第1回弁論準備手続期日）までに、原告が裁判所に対し、新たな訴訟手続による審理・裁判を求める旨の申述をすると、裁判所は、「特別の事情がある場合を除き」、第1回口頭弁論期日から6か月以内に審理を終結しなければならない。証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

被告は、第1回口頭弁論期日の終了時までに、裁判所に対し、訴訟を通常の手続に移行させる旨申述することにより、（原

告の意思にかかるわらず）訴訟手続を通常の手続に移行させることができ。新たな訴訟手続の終局判決に対しても、控訴をすることができるが、一方当事者が、判決書の送達を受けた日から2週間の不变期間内に異議を申し立てることによって、訴訟は、（他方当事者の意思にかかるわらず）口頭弁論の終結前の程度に復し、通常の訴訟手続によつて審理・裁判がなされる。

乙案の概要は、以下のとおりである。当事者「双方」が、第1回口頭弁論期日の終

(3) 新たな訴訟手続

ア 中間試案
地方裁判所を対象として、「民事裁判手

事者「双方」が、第1回口頭弁論期日の終

結時までに、新たな訴訟手続による審理・裁判を求める旨、共同の申立てをする。同

申立てがあつた場合、裁判所は、答弁書の提出後、速やかに、当事者双方と審理計画について協議するための日時を指定し、審理計画にて、争点整理の期間・尋問実施時期・口頭弁論終結予定時期・判決言渡し予定期等を定める。裁判所は、審理計画において、審理計画を定めた日から審理終結までの期間を6か月以内とする必要があるが、必要がある場合には、審理計画を変更することができる。一方当事者は、裁判所に対し、通常の訴訟手続に移行させる旨の申述をすることで、訴訟手続を、(他方当事者の意思にかかわらず)通常の訴訟手続に移行させることができる。

イ 批判

日弁連2021年3月意見書・52頁は、前記「甲案の規定する証拠方法の制限……」は、公正かつ適正な裁判を受ける権利を保障する憲法第32条に抵触しないかが問題となる上、ラフジャスティスを招く危険性を拭えず、民事訴訟制度に対する信頼を損ねかねないなどとして、甲案に反対する。また、日弁連2021年3月意見書・52-56頁は、乙案に対しても、「裁判を受ける権利を具体化した当事者の権能を制約する一面を有する」とか、「要件・効果に関する問題点等があり、そのままであれば賛成できないなどとして、新たな訴訟手続の適用を受けるための申立ての資格要件・申立ての時期などについて、反対論

を展開する。

a 検討の視点

伝統的通説及び判例は、裁判を受ける権利が問題となる局面を、基本的に出訴段階に限定してきた。甲案・乙案とともに、出訴

後には、新たな訴訟手続に移行させるものであるから、出訴制限の問題ではない。

もつとも、前記のとおり、笛田栄司は、裁判を受ける権利の保障が、裁判手続全体に及ぶとしたうえで、裁判を受ける権利

が、訴訟当事者が裁判手続に主体的に関与することをも保障すると論じており、正当

である。このような見解からすると、新たな訴訟手続が、訴訟当事者が、裁判手続全

体に主体的に関与することを妨げているかが問題となる。

また、片山智彦は、前記のとおり、裁判

を受ける権利によって、裁判手続の適時は、公正かつ適正な裁判を受ける権利を保

障する憲法第32条に抵触しないかが問題となる上、ラフジャスティスを招く危険性を拭えず、民事訴訟制度に対する信頼を損ねかねないなどとして、甲案に反対する。

また、日弁連2021年3月意見書・

52-56頁は、乙案に対しても、「裁判を受ける権利を具体化した当事者の権能を制約する一面を有する」とか、「要件・効果に

関して……問題点等があり、そのままであれば賛成できないなどとして、新たな訴

訟手続の適用を受けるための申立ての資格要件・申立ての時期などについて、反対論

事件に占める割合は、近年増加が続いている。地方裁判所の民事第一審通常訴訟・人

事訴訟の既済事件(2018年1月から12月までの既済事件)のうち、和解によつて終了した事件は約37パーセント、対席判決で終結した事件は約25パーセントである。

一般に、民事訴訟の係属期間は、対席判決で終結する場合が最も長く、訴訟上の和解や訴えの取下げで終結する場合には、対席判決の場合に比べ、かなりの程度短くなる。また、前記のとおり、対席判決で終結した事件は、全体のわずか25%程度にとどまる。それにもかかわらず、対席判決で終結した事件だけではなく、訴訟上の和解や訴えの取下げにより終結した事件をあわせても、民事第一審通常訴訟・人事訴訟の平均

審理期間は、9か月にも及ぶ。控訴・上告等をした場合には、訴訟はさらに長期化する。

一般人の目から見れば、訴訟提起する

と、審理に平均でも9か月を要し、控訴をした場合には、1年を超えるという実

態は、不相当に長すぎるといわざるをえないであろう。日本の裁判所では、裁判手続

の適時性・迅速性、ひいては、裁判を受け

る権利の実質的保障は、慢性的に損なわれ

ている。

一方、裁判所「外」の紛争解決手続であ

るADRについては、「民事紛争の分野で

は、一般的な紛争を対象とする民間型AD

Rは……民事調停と比較すると事件数も少

なく、活発に利用されているとはいえた

い」。また、「一般的な民事紛争を対象とする民間・行政型ADRが、今後、飛躍的に発展するとは直ちに考えにくい」。その要因として、職業裁判官と比べて、ADRの手続主宰者の資質・能力について、懸念を抱く人が多いことは否定しがたく、それを

一概に不合理であると断定することはできぬ。また、裁判所「外」の紛争解決手続を充実化させても、裁判を受ける権利の実質的保障にはつながりにくい。

そのため、(民事)裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、(ADRなど)の裁判所「外」の手続ではなく)裁判所「内」の裁判手続によりつつ、民事裁判手続を迅速に進める必要がある。

c 中間試案

そのために、中間試案のように、6か月

という原則的審理期間が明定され、新たな訴訟手続を創設することは、合理的な選択肢の一つである。

甲案では、被告は、訴訟の初期段階で申述することにより、(原告の意思にかかわ

らず)新たな訴訟手続によらず、通常の訴訟手続によることができる。また、両当事

者とも、終局判決後に、異議を述べること

によって、あらためて通常の訴訟手続にて、審理・裁判を受けることができる。人

証手続(尋問)が可能であることがからも、実体的真実発見が損なわれるまではいえ

ない。乙案では、そもそも、新たな訴訟手続によることについて、両当事者による共

同の申立てを要するし、終局判決までは、

一方当事者からの申述により、(他方当事者の意思にかかる)通常の訴訟手続に移行させることがである。わいは、終局判断に対する控訴をして、通常の訴訟手続によう、控訴審の審理・裁判を受けることもある。このように、甲案・乙案とともに、当事者が、新たな訴訟手続を望まない場合に、同手続から解放されるよう、合理的な制度設計を行っている。

以上からすると、新たな訴訟手続の創設は、訴訟当事者が、主体的に、裁判手続を選択する方途を示すものであり、とりわけ笹田の所説からすれば、かえって、裁判を受ける権利の実質的保障に資することになる。前記日弁連2021年3月意見書は、新たな訴訟手続（のうち特に甲案）について、裁判を受ける権利の侵害、ラフジャステイス招来の危険性を理由として反対するが、裁判の迅速化に関する提言を伴わなければ、delayed justice（裁判・正義の停滞）の現状追認に陥りかねない。

(4) 口頭弁論手続におけるウェブ裁判の利用

前記のとおり、フェーズ1では、口頭弁論手続にウェブ裁判は利用されていない。これは、現行の民事訴訟法は、口頭弁論手続をウェブ裁判によって行うことを認めていないとの理解に基づく（中間試案補足説明・37-38頁）。そこで、中間試案は、民事訴訟法等を改正し、口頭弁論手続にウェブ裁判を利用するところに、現実の法廷で口頭弁論を公開する旨提案している。また、

前記のとおり、従来の民事訴訟実務では、口頭弁論手続が著しく形骸化しており、民事訴訟手続のほとんどは、非公開手続である弁論準備手続によつてなされている。このような実態は、伝統的通説によれば、合憲といわれるえないが、裁判の公開原則の目的である、裁判の公正担保を期待することはできない。

ウエブ裁判を利用した口頭弁論手続を積極的に実施することも、とりわけ社会的関心の高い訴訟について、インターネット中継等を活用することで、裁判の公開が裁判の公正担保につながる余地が生まれる。そして、一般公衆の知る権利等にも資する。それが、裁判の迅速化に関する提言を通じて、裁判結果だけでなく、裁判所の訴訟指揮等についても、積極的・主体的に論議し、裁判所を監視するところも、現実に期待可能となる。

このため、口頭弁論手続へのウェブ裁判導人は、裁判の公開原則の実質化に資する余地がある。

第5 結語

現在（フェーズ1）のウェブ裁判は、裁判の公開原則を、さらに形骸化・空洞化させかねないが、今後（フェーズ2以降）の

インターネット中継等について、許容しない禁止の規律を特に設けることはないとしている（中間試案・第5の1、3〔7-8頁〕）。

前記のとおり、従来の民事訴訟実務では、口頭弁論手続が著しく形骸化しており、民事訴訟手続のほとんどは、非公開手続である弁論準備手続によつてなされている。このような実態は、伝統的通説によれば、合憲といわれるえないが、裁判の公開原則の目的である、裁判の公正担保を期待することはできない。

(1) 以上につき、富澤賢一郎ほか「ウェブ会議等のIT化ツールを活用した争点整理の運用（フェーズ1）の現状と課題」（2021年1月号）61頁。

(2) 大坪和敏「民事裁判手続のIT化の検討状況——2020年2月、ウェブを活用した争点整理を開始」日弁連新聞545号（2019年6月号）日本弁護士連合会HP（<https://www.nichibenren.or.jp/document/newspaper/year/2019/545.html>）。

(3) 富澤ほか・前掲64頁。

(4) 同上66頁。

(5) 法務省民事局参事官室「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」と関する意見募集（2021年〔2月26日〕e-Gov HP（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSDETAIL&id=300080237>））。

(6) 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会第1回会議（2020年6月19日付）における部会資料1「民事訴訟法（IT化関係）の改正における検討事項の例」法務省HP（http://www.moj.go.jp/shingis/shingis04900001_00016.html）。

(7) 連載の第一回は、三本和彦「（連載裁判手続とIT化の重要論点 第1回）民事裁判のIT化——連載の解題を兼ねて」（2020年4月号）62頁以下。連載の最終回は、山本和彦ほか「（連載 裁判手続とIT化の重要

ウェブ裁判は、憲法における裁判を受ける権利・裁判の公開原則の実質的保障に資する可能性が少なくない。憲法の見地からも、引き続きウェブ裁判の展開を注視したい。

(8) 杉山悦子「裁判のIT化」を考える」法教475号（2020年4月号）32頁以下、上田竹志「コロナ禍と民事司法のIT化」法時116号（2021年3月号）1頁以下など。

(9) 水谷瑛嗣郎「オンライン裁判から考える『裁判』像——憲法の視点から」法セミ79-1号（2020年12月号）36頁以下。岡野誠樹「リモート裁判——裁判の公開性はリモート手続によつて確保されるのか」大林啓吾編『コロナの憲法学』（弘文堂）2021年〔3月〕）233-6頁以下。君塚正臣「民事裁判を提起・遂行する権利再考——民事訴訟のIT化の中で片山智彦説を想う——『司法権・憲法訴訟論』補遺(5)」横浜国際社会科学研究所（横浜国際大学）25巻4号（2021年2月）1頁以下。

(10) 水谷・前掲38頁。

(11) 岡野・前掲248頁。

(12) 富澤ほか・前掲64頁。

(13) ODRは、Online Dispute Resolutionの略であり、「一般に、ITやAIを活用した、裁判所「外」におけるオンライン紛争解決手続を指す。ODR活性化検討会（内閣官房日本経済再生本部）「ODR活性化に向けた取りまとめ」（2020年〔3月〕）首相官邸HP（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/odr/kasseika/pdf/report.pdf>）7頁など参照。ODRは「こうござむふむ」と内閣が活用に言及していたが、COVID-19拡大前ですら、ウェブ裁判と比べて、重点を置かれていたとはいえない。

Covid-19拡大後、内閣は、ウェブ裁判の拡充を、重点的課題としてさらに強調するようになつたのに対し、ODRの

活用は、ほとんど重点を置かれていない。内閣官房「成長戦略フォローアップ（2019年6月21日）」首相官邸HP（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisel/pdf/fu2019.pdf>）36-37頁、内閣官房「成長戦略フォローアップ（2020年7月17日）」首相官邸HP（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisel/pdf/fu2020.pdf>）67-69頁参照。そのため、岡野が「ウェブ裁判」とODRについて、「動きが比較的活発であるが、それでも変化は鈍重である」として、まったく同列に論じていることに、疑問がある。

(14) 君塚・前掲6頁。

(15) 筆者は、2021年4月時点で、本稿に関連する弁護士会の役職として、日本弁護士連合会 民事裁判手続等のIT化に関する検討ワーキンググループ 委員、日本弁護士連合会 憲法問題対策本部 幹事、近畿弁護士会連合会 憲法問題連絡協議会 委員、大阪弁護士会 憲法問題特別委員会 副委員長、大阪弁護士会 裁判官情報連絡協議会 副座長、大阪弁護士会 常議員などに就任している。しかし、本稿の内容のうち、意見にわたる部分は、いすれも筆者の私見に基づくものであって、いかなる組織・団体をも代表するものではない。本稿を執筆するに当たっては、憲法理論研究会の月例会にて、斎藤一久先生（名古屋大学大学院法学研究科准教授〔2021年4月現在〕）をはじめとする会員の先生方から、数々の貴重なご指摘をいただいた。記して厚く御礼を申し上げる。

(16) 大坪・前掲。

(17) 富澤ほか・前掲62-65頁。その他に、和解期日（民事訴訟法89条）、進行協議期日（民事訴訟規則95条から98条）等もウエブ裁判の対象とされている。

(18) 中間試案「神足説明」37-38頁。

(19) 本段落の叙述は、筆者自身のウェブ裁判の経験に基づくものである。

(20) 以上について、裁判所から弁護士会に対し、東京地方裁判所民事部「ウェブ会議等による争点整理手続の実施要領（通常想定される手続の流れ）」（2019年〔12月18日〕）、大阪地方裁判所民事部「令和2年・民事裁判のIT化・フォーマル実施です！」（2020年〔1月17日〕）など、多数の手引・マニュアルが提供されているが、裁判所はこれらを一般に公開していないようである。

(21) 以上について、富澤ほか・前掲64-65頁。

(22) 同上65頁。

(23) 水谷・前掲36頁以下、岡野・前掲236頁以下、君塚・前掲1頁以下。

(24) 日本弁護士連合会「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見書（2021年〔3月18日〕）日本弁護士連合会HP（https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210318_8.html）。

(25) 注釈書として、辻村みよ子・山元一編『概説憲法コンメンタール』（信山社、2018年）194頁（青井未帆執筆部分）、木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法〔第2版〕』（日本評論社、2019年）379頁・382頁（倉田原志執筆部分）、長谷部恭男編『注釈日本国憲法 下巻』（有斐閣、1954年）1238頁、樋口陽一ほか『注釈法律学全集4 憲法IV』（青林書院、2004年）160頁（浦部法穂執筆部分）、戸松秀典『今井功編著『論点体系 判例憲法3』（第一法規、2013年）204頁（大林啓吾執筆部分）。ただし、山元一は、裁判の公開原則の意義として、裁判の公正に加えて、「憲法21条の表現の自由や前文・憲法1条の国民主権の保障と深く関連している」と論じている。辻村みよ子・山元一執筆部分）。

(26) 経済的理由による出訴障害について、総合法律支援法（平成16年〔2000年〕法律第74号）13条以下にて、日本司法支援センター（通称「法テラス」）が創設され、経済的貧困者の裁判を受ける権利が実質化されたと論ずる憲法学説

が、一般的である。辻村みよ子・山元一執筆部分）。

(27) 笹田栄司『実効的基本権保障論』（信山社、1993年）338頁。

(28) 片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、2007年）41頁。

(29) 同上318頁。

(30) 同上55-56頁。新正幸も、「裁判の遅滞は裁判の拒否（justice delayed, justice denied）に他ならぬ」として、民事・刑事を問わず、裁判を受ける権利の一環として、適時審判の保障を認める。新正幸『憲法訴訟論〔第2版〕』（信山社、2010年）172-173頁。

(31) 本文記載以外の有力な憲法学説として、鵜飼信成『憲法』（岩波書店、1956年）90頁、松井茂記『裁判を受ける権利』（日本評論社、1993年）、棟居快行『人権論の新構成〔改版新装〕』（信山社、2008年）291頁など。

(32) 注釈書として、法学協会『註解日本国憲法 下巻』（有斐閣、1954年）143卷2号89頁〔法廷メモ訴訟〕、法学協会（東京大学判例研究会）『判例研究 最大判平成元年（1989年）3月8日民集43卷2号89頁〔法廷メモ訴訟〕』、民集雑誌（東京大学）108卷3号（1991年）468頁。

(33) 笹田栄司『裁判制度——やわらかな司法の試み』（信山社、1997年）126頁。

(34) 日野田浩行『憲法原理としての公開序説』（九大法学（九州大学）56号〔1988年〕）210頁。

(35) 日野田浩行（九州公法判例研究会）『判例研究：法廷内メモ不許可国家賠償請求事件控訴審判決』法政研究（九州大学55卷1号〔1988年〕）302頁。

(36) これに関連して、毛利透も、次のように論ずる。「憲法は裁判官や訴訟関係人々にのみ任せておいては『公正な裁判』はできないとの判断を行っているのであり、傍聴制度は『公正な裁判』に不可欠な要素として組み込まれている」と解すべきなのである。とすれば、傍聴人は裁判が公正に進められているか否かを監視する、という重要な役目を持つて裁判過程に関わっている、と考えなければならない。傍聴人は単なる『見聞者』ではない。「公正」でない対審・裁判を『見聞』するだけで監視者の任務が終るのであれば、公開に何の意味があるか」。毛利透（東京大学判例研究会）『判例研究 最大判平成元年（1989年）3月8日民集43卷2号89頁〔法廷メモ訴訟〕』法学協会雑誌（東京大学）108卷3号（1991年）468頁。

(37) 本文記載以外の有力な憲法学説として、佐藤幸治『司法権と「公開裁判原則」——特に情報公開法制との関連において』（有斐閣、1988年）395頁以下、松井・前掲210頁以下など。

(38) 注釈書として、樋口陽一・前掲160頁（浦部法穂執筆部分）、辻村みよ子・山元一執筆部分）。

(39) 木下ほか編・前掲677-678頁。

- (40) (大河内美紀執筆部分)
 (40) この点については、拙稿（吉原裕樹）「裁判の公開原則の意義と実現」辻村みよ子責任編集『憲法研究8号』（信山社、2021年）収録予定も参照されたい。
- (41) 笠井正俊ほか「民事訴訟法施行20年を迎えて——争点整理等における現状と課題、るべき姿——」判夕1447号（2018年）7頁。
- (42) たとえば、地方裁判所における民事第一審通常訴訟・人事訴訟の既済事件（2018年1月から12月）のうち、和解によつて終了した事件は、約37%にのぼる。最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証結果の公表（第8回）について」判タ1464号（2019年11月号）10頁。
- (43) 日本弁護士連合会編『COVID-19と人権に関する日弁連の取組——中間報告書——』（日本弁護士連合会、2021年〔2月〕）日本弁護士連合会HP（<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2021/210209.pdf>）87頁。
- (44) 大林啓吾編『ロロナの憲法学』（弘文堂、2021年〔3月〕）。大林啓吾編『感染症と憲法』（青林書院、2021年〔3月〕）。
- (45) 仮に、通信が認められた場合であつても、刑事施設職員が、通信内容を確認・記録するため（刑事施設法147条1項）、受刑者が自由に通信をすることができるとはいひがたい。
- (46) 受刑者が信書を発信しようとしたところ、刑務所長が不許可とした处分について、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法であるとして、受刑者の国に対する国家賠償請求を認容した判例として、最一小判平成18年（2006年）3月23日集民219号947頁。
- (47) 憲法学説は、一般に、表現の自由を基礎として、知る権利を憲法上の人権として保障しようとする。これと同様に、（当事者本人の）裁判を受ける権利を基礎として、（弁護士の）弁護権が憲法上の人権として保障されると論ずることは、十分に可能であると考えられるが、本稿では立ち入らない。
- (48) 書証手続・人証手続（尋問）は、6か月以内の審理期間中に実施可能であれば、通常の訴訟手続と同様に行うことができる。中間試案補足説明51頁。
- (49) 以上につき、最高裁判所事務総局前掲「裁判の迅速化に係る検証結果の公表（第8回）について」5頁以下。
- (50) 裁判長期化の要因はさまざまであるが、最大の要因は、裁判官1人当たりの担当事件数の過剰であろう。2020年度の全裁判官の定員は3881名であり、2019年における全裁判所の新受事件数の合計は、355万83317件である。最高裁判所「裁判所データブック2020」（2020年）裁判所HP（https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/databook/index.html）。
- 7件を3881名で単純に割ると、裁判官1名当たり約917件となる。なお裁判官は、当該年の新受事件だけではなく、前年から引き続き係属している未済事件も担当する。
- (51) 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証結果の公表（第5回）について」（2013年）裁判所HP（https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/hokoku_05_abou/index.html）11頁。
- (52) 同上159頁。
 (よこはまゆうき・弁護士・兵庫大学講師)